

鳥取県告示第 677 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成19年8月7日から同月21日まで鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町役場分庁舎（東伯郡琴浦町大字赤碕1140の1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成19年8月21日までに知事に意見書を提出することができる。

平成19年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

東伯都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

赤碕都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 東伯都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

変更する部分

東伯郡琴浦町大字槻下字下宮尻、字鎗免、字千賀助、字御立、字下松尾、字神楽谷、字東松尾、字小垣、字西神楽谷、字東神楽谷、字西山、字石橋、字明ヶ平及び字上薬師、大字中尾字下野際、字徳三垣、字下ノ谷、字舞ノ免及び字荒木田、大字上伊勢字東松山、字西松山及び字神子田、大字浦安字伊勢分及び字元伊勢、大字下大江字四反田、字東中原代及び字中原代、大字三保字日和垣、字清水田、字井尻、字上白山、字一本木、字東中江、字針屋垣、字西中江、字中河原、字下河原、字神明田、字野露及び字下滝峯平ル、大字田越字井岡地頭、字井岡地東峯、字五輪谷、字井岡地中ゾネ、字新三林、字長田平ラ、字榊市、字西榊市、字吹上げ、字大エゴ及び字岩屋峯、大字笠見字東神楽平ラ、字下枝谷口、字中道東山上、字中道東山下、字中道西山上、字西神楽、字東神楽、字加杖阪及び字御木山並びに大字八橋字久蔵谷、字鏡鑄谷頭、字久蔵峯、字久蔵峯北、字竜王頭、字蝮谷、字荒島、字穴谷頭、字牛飼谷口、字御建山東、字御建山西、字ネレガ坪、字中嶋田、字上栗子、字栗子ノ南、字栗子家ノ西、字三本松、字下三本松、字西三本松、字南丸山、字西丸山及び字北三本松

(2) 赤碕都市計画道路1・3・1号東伯淀江線

変更する部分

東伯郡琴浦町大字別所字三谷、字中峯、字三谷西平、字野畑、字笹尾谷、字笹尾西峯、字野畑尻、字北垣、字京免、字漆原野、字上漆原、字ニタ磴、字狐谷野及び字ニタ石橋西平、大字松谷字西向山、字杉谷頭東平、字杉谷東平、字杉谷、字中峰、字西中峰、字鍛冶屋田、字屋敷、字堂ノ前、字北田、字堤ノ上、字桑ノ木、字溝上、字西峰、字下西峰及び字江古谷、大字赤碕字東高野東、字東高野西、字小谷頭、字小谷堤ノ上、字西高野西、字山ノ内、字小谷西、字オノ木納屋田ノ上、字オノ木細道ノ東、字オノ木、字西谷堤ノ上、字地藏面頭、字柏谷大山道ノ上、字柏谷詰、字柏谷詰西、字畑ノ東、字中土手、字屋敷田、字前田、字智光寺田、字屋敷及び字溝マタゲ、大字八幡字下荒堀、字前原、字東木ノ下、字上荒堀、字西木ノ下、字清元田、字豆尻、字王神ノ上、字免垣、字東仲田、字柳ヶ下、字西仲田、字八幡ノ後口及び字芝原、大字光字老本松、字大加布毛、字船上田、字樋掛り及び字下黒見、大字湯坂字西南原、字上ノ田井、字宮ノ前、字長谷口瀧、字中瀧ノ下、字長谷口東平、字長谷口西平、字ヒイガ谷入口東平及び字ヒイガ谷東平、大字籠津字勝負谷、字ヒイガ谷及び字赤坂谷平並びに大字梅田字本谷東平、字上乳母ヶ谷、字東前谷中峯、字二郎四田、字本谷中峯、字中峯、字村之上、字村ノ谷奥西平、字後谷、字萱峯、字西ノ谷奥、字蝶螺ノ尻、字西谷、字六ツ塚、字西谷西平、字大和塚、字七郎塚及び字廣田並びに西伯郡大山町柴田字六塚原、八重字萱尾ノ峰、字萱尾及び字中峯、樋口字西野末、字呉和井田、字清水田、字堂田、字塚田及び字五反田、石井垣字上河原、字前河原、字河原及び字中峯、赤坂字上中峯及び頭無シ、下甲字小松谷渡瀬ノ南、字退休原及び字尾草沢、住吉字平野及び字中平野、殿河内字岩屋

ノ前、字ススシバ、字出口、字道端、字フケ山根、字日出峯、字山崎、字ウルミ谷及び字天神峯、下市
字要害ノ峯、字天神ノ峰、字林ノ峯東通、字大平ル、字狼谷、字上開、字中開、字築地ノ峯東通、字築
地ノ峰西通、字前築地、字上前築地、字妙砂及び字秀ノ前並びに松河原字上奥田